

1

## 各種申請・届出について

各種 申請書・届出書の**様式**が、

令和6年4月より **変更**になります

(厚労省の標準様式に準拠)

**!** 新しい様式をダウンロードして作成してください

# 1

## 各種申請・届出について

### 更新申請について

6年ごとに更新手続が必要です

更新期限の数か月前に、介護保険課から通知を発送します

**速やかにご対応ください**

## 1

## 各種申請・届出について

## 変更届について

	事前相談	変更届の提出期限
<b>原則</b> (下の場合以外)	不要	変更後10日以内

## 例外

施設系サービスの管理者変更	不要	変更日の2週間前まで
施設・事業所の移転	要	事前相談後、移転予定日の1ヶ月前まで
工事を伴う場合	要	事前相談後、変更予定日の前々月の末日まで
定員を増やす場合	要	事前相談後、変更予定日の前々月の末日まで

# 1

## 各種申請・届出について

### 休止届・廃止届について

▲ **!** 休廃止の日付は、**最終営業日**を記載してください

(例)令和6年3月31日まで営業し、4月1日から休止する場合

休止の日付→ ○ 令和6年3月31日

× 令和6年4月1日

▲ **!** 休止が可能な期間は、原則 **1年間**です

## 2

# 介護サービス情報公表システムについて

既存の施設・事業所は、前年度に介護報酬の対象となるサービスの対価として100万円を超える支払いを受けている場合に、報告が必須となります



報告忘れがないかご確認ください



情報に変更があった場合には、更新をお願いします

# 3

## 業務管理体制の届出について

(厚労省ホームページより)

### 事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的を実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

電子届出システムも  
ご利用ください

### 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

区分	届出先
[1] 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣(注1)
[2] 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域(注2)に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
[3] 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
[4] 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
[5] 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事)	中核市の長
[6] 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

# 4

## リスクマネジメントについて

▲ **!** リスク予防には、施設・事業所全体で取り組むことが重要です

情報の共有→分析→  
具体的な対策

対応責任者やマニュアル  
を定期的に見直す

全ての職員が適切に対応で  
きるように準備

# 5

## 事故報告書について

！ 以下の場合、**県と市町村の両方**にご提出ください

- (1) サービス提供時の利用者の事故のうち、医療機関で受診した場合または入院した場合で、新たに心身に障害が加わるおそれや、要介護度が現在より重度になるおそれがあるもの
- (2) 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- (3) その他、火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等



## 6

## 本県の担当部署一覧

令和5年度担当部署		キーワード	令和6年度	
介護保険課	介護事業係	介護保険サービス施設・事業所の指定等 各種届出、 介護保険法に関すること	介護保険課	事業者支援係
	施設整備係	施設の整備、施設整備に係る補助金、 老人福祉法に関すること		介護計画係
	介護計画係	高齢者施策に関する計画、要介護認定調査員研修 ↑ 令和6年度から、介護保険課 介護計画係が担当		
長寿・福祉人材確保対策課	ケアマネの更新・研修、喀痰吸引、認知症介護研修、 人材確保補助金、事業所認証制度		地域包括支援課	
地域包括ケア推進室	地域包括ケアシステム、認知症、高齢者虐待防止		福祉医療部 総務課	
監査指導室	運営指導、監査		地域福祉課	
地域福祉課	生活保護		県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課	
県土マネジメント部 地域デザイン推進局 住まいまちづくり課	サ高住 ※			

※サ高住のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合や、老人福祉法上の有料老人ホームに該当する部分は、介護保険課事業者支援係へ

# 介護保険課からのご説明を終わります

## ご視聴ありがとうございました



！ 集団指導の出席確認(動画の視聴確認)を行います。

5本全ての動画をご視聴後、

**介護保険課のHP(本動画のURL掲載のページ)から、**

**出席確認フォームへのご回答をお願いいたします。**